

# 労務 ROAD

## ■高年齢者の雇用／ 高年齢雇用継続給付の支給率が変更されます

今回の記事では、高年齢者の雇用についてのルールや、高年齢者の雇用を取り巻く状況、（雇用保険）高年齢雇用継続給付の支給率改定についてお知らせします。

### 高年齢者の雇用について

**65歳までの雇用機会の確保【高年齢者雇用安定法】** ※70歳までの就業機会の確保に関しては努力義務

#### (1)60歳以上定年

従業員の定年を定める場合、その定年年齢は60歳以上とする必要があります。

#### (2)高年齢者雇用確保措置

定年年齢を65歳未満に定めている事業主は、その雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じる必要があります。（経過措置は令和7年3月で終了、令和7年4月から原則義務化）

- ① 定年の廃止
- ② 65歳までの定年の引上げ
- ③ 65歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入

#### 《高年齢者の雇用を取り巻く状況について》

- ▶令和6年12月に公表された高年齢者雇用状況等報告（厚生労働省）において、企業における定年制の状況をみると、定年を60歳とする企業は64.4%、65歳以上定年企業（定年制の廃止企業を含む）は32.6%でした。65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は99.9%で、そのうち7割近くの企業が「継続雇用制度の導入」を選択していました。
- ▶60歳定年企業での定年到達者の動向をみると、再雇用制度などの継続雇用制度を利用して引き続き働く人の割合は87.4%（令和5年公表の同報告）で、この割合は年々増加傾向となっていました。（平成22年～令和5年公表の同報告推移）
- ▶定年後の再雇用制度は、定年退職後に新たな雇用契約を結び直すことになるため、再雇用後は賃金が下がる例が数多く見られます。このような場合、要件を満たせば（雇用保険）高年齢雇用継続給付を受給できます。

### （雇用保険）高年齢雇用継続給付の給付率の改定について

#### 高年齢雇用継続給付とは

60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の雇用保険一般被保険者の方に支給される給付です。  
（高年齢雇用継続基本給付金／高年齢再就職給付金）

●令和7年4月1日以降、支給率が変わります。

【令和7年4月1日以降の支給率】

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乘せされる支給率
64%以下（61%以下）	各月に支払われた賃金10%（15%）
64%超75%未満 （61%超75%未満）	各月に支払われた賃金の10%（15%）から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※（）内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。

※ 支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

～支給率が変更となる対象の方～

令和7年4月1日以降に60歳に達した日（その日時時点で被保険者であった期間が5年以上無い方はその期間が5年を満たすこととなった日）を迎えた方が対象となります。

【厚生労働省より】

VOL.942  
(2502-2)



〒541-0054  
大阪市中央区南本町  
2-6-12  
サンマリオンタワー16F  
TEL:06-6224-0264  
FAX:06-6224-0265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集:井村・池上・茅原・石田

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6224-0480 まで！

元々首のヘルニア持ちでしたが、最近悪化してしまいました。長時間の悪い姿勢が原因で、痛みや痺れなどの症状が出てきています。対策として、PCや書類を見る際には、常に少し距離を取って前のめりの姿勢にならないこと、デスクワークなら30分に1回立ち上がって軽く伸びをすることが効果的だそうです。簡単にできるのですぐに実践しようと思います。でも普段からの予防は本当に大事ですね。正に予防は治療に勝るです。  
(早川)



### 2月労務スケジュール

- ・3月決算法人の決算及び申告の準備
- ・令和6年分所得税・個人住民税、個人事業税の確定申告と納付の開始